

事務連絡
平成13年1月23日

各水道事業者担当部局 御中

厚生労働省健康局水道課

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)により改正された水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)により、給水装置工事事業者の指定制度が位置づけられ、また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)等の施行に伴い、給水装置の構造・材質基準の明確化及び性能基準化が図られるなど、給水装置に関する一連の規制緩和が行われたところです。

先般、平成12年1月12日付け衛水第2号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知により実施した調査においても、これらの規制緩和による相当の効果が確認されたところですが、なお、これらの制度の運用に当たり、留意すべき点も見られたところです。

当該留意事項につきましては、別添のとおり平成13年1月18日付け健水発第4号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県水道行政担当部(局)長宛て周知したところであり、貴水道事業者におかれましても、当該通知の趣旨を踏まえ、より適切な制度の運用がなされるよう、御協力方よろしくお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省健康局水道課給水装置係

TEL:03-3595-2368(ダイヤルイン)

FAX:03-3503-7963

(別添)

健水発第4号
平成13年1月18日

各都道府県水道行政担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)により改正された水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)により、給水装置工事事業者の指定制度が位置づけられ、また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)等の施行に伴い、給水装置の構造・材質基準の明確化及び性能基準化が図られるなど、給水装置に関する一連の規制緩和が行われたところである。

先般、平成12年1月12日付け衛水第2号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知により実施した調査においても、これらの規制緩和による相当の効果が確認されたところであるが、なお、これらの制度の運用に当たり、留意すべき点も見られたところである。

については、規制緩和の趣旨を踏まえ、下記事項に十分留意の上、より適切な制度の運用がなされるよう、貴官下水道事業者に対する指導方よろしく願います。

記

1. 指定給水装置工事事業者に対する指定取消しについて

指定給水装置工事事業者の指定取消しの要件については、法第25条の11に定められているところであるが、工事事業者にとって重大な処分であることから、水道事業者においては、あらかじめ処分基準等の手続きを明確に定め、その手続きに従い指定取消しをされたいこと。

なお、処分基準等の策定に当たっては、「水道法第25条の5第3項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」(平成11年8月24日付け衛発第1185号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)を適宜参考とされたい。

2. 給水装置の使用規制について

- (1) 給水装置の構造及び材質の基準については、平成9年7月23日付け衛水第203号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第3により、その運用の考え方を示しているところであるが、当該基準に適合した給水装置については、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第36条第3号に規定される場合を除き、使用規制をしてはならないこと。
- (2) 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認は、自己認証又は第三者認証によることとしているが、自己認証製品については、第三者認証製品と比較して、必要以上に過大なデータ、書類等の提出を求めてはならないこと。なお、自己認証製品が基準に適合していることの証明方法については、(1)に示す通知の(参考)の1「『自己認証』について」を参考とされたい。